

令和 8 年度第 1 回調布市公共交通活性化協議会議事録

開催日：令和 8 年 5 月 27 日(水)

会場：調布市文化会館たづくり

開会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、令和 8 年度第 1 回調布市公共交通活性化協議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本日は、概ね 1 時間の開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

前回協議会の開催後、一部委員の方々から、委員交代の御連絡をいただいております。

恐れ入りますが、委嘱状を机上に配布しておりますので、新たに就任いただいた皆様におかれましては、御確認をお願いいたします。後ほど、今回変更のあった委員の皆様を御紹介させていただきます。

なお傍聴につきましては、本日、先着 10 人程度の受付を想定しておりますので、予め御承知おきください。

それでは、まず本協議会を主催いたします調布市から、一言御挨拶を申し上げます。都市整備部外環・交通担当部長の W から御挨拶させていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

【W 委員】

はい、皆様、こんにちは。調布市の外環・交通担当部長の W と申します。

本日はお忙しい中、こちらの会場にご参入いただきまして、誠にありがとうございます。また、関係者の皆様の御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。昨年度は、調布市といたしましては、地域公共交通計画の策定をした年度ということで、各委員の皆様から様々な御意見をいただきました。今年の 3 月に無事に策定をすることができました。こちらにつきましても、感謝をお伝えさせていただければと思います。ありがとうございました。

本年度からは、この計画に基づきまして、計画に位置づけられた各取組、施策について着実に進めていくということになります。所管をいたします、昨年までの交通対策課、今年度から地域交通課ということで名称を変更いたしまして、これまで以上にこの地域交通課が公共交通の維持に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題といたしまして、巡回バスの運行についてということで、北部地域における地域内交通に関する内容について御協議いただく予定でございます。引き続き関係する皆様と連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、次第に記載とおり、7 点ございます。

委員一覧、席次表、本協議会の設置要綱のほか、「資料 1 巡回ワゴンバス（仮称プチバス）の運行に

ついて」、「参考資料1 調布市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意書（案）」、「参考資料2 道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書（案）」、「参考資料3 デマンド型交通の利用状況分析・評価」

資料はお手元にお揃いでしょうか。

続きまして、委員の皆様の御紹介に移ります。会場の御時間との兼ね合いもあり、恐れ入りますが、昨年度から変更があった委員のみの御紹介とさせていただきます。

国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画）P1様に代わりP2様、本日は、御出席が叶わず、同輸送担当のP3様に代理での御出席をいただいております。

国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）Q1様に代わりQ2様

【Q2 委員】

Q2です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

東京都建設局北多摩南部建設事務所管理課長T1様に代わりT2様

【T2 委員】

T2でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

以上、3名の皆様に、今回から委員を務めていただきます。

改めて、よろしくお願いいたします。

続けて代理での御出席について御案内します。

京王電鉄株式会社より、H1委員に代わり、鉄道事業本部計画管理部計画担当のH2様に御出席を賜っております。

同じく、東京ハイヤー・タクシー協会より、L1委員に代わり、L2様に代理での御出席をいただいております。

【L2 委員代理】

L2でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

同じく、東京ハイヤー・タクシー協会の埼玉支部よりM1委員に代わり、M2様に代理での御出席をいただいております。

【M2 委員代理】

M2です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続けて、狛江市より V1 委員に代わり、道路交通課長補佐の V2 様に御出席をいただいております。

【V2 委員代理】

V2 です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

なお、S 委員におかれましては、欠席の旨、御連絡をいただいております。

続けて、本日、協議事項に係る者として、調布市公共交通活性化協議会設置要綱第 7 第 6 項の規定により、委員外に御二方の御出席をいただいております。

武州交通興行株式会社より、X 様に御出席いただいております。

【X 委員】

X です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

また、三鷹市より都市交通課 Y 様に御出席をいただいております。

【Y 委員】

Y です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の協議会には、委員外御二方の御出席のほか、代理出席を含め 22 名の委員の皆様に出席いただいております。要綱第 7 第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、報告いたします。

事務局からの報告は以上です。

以降の議事進行について、A 会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、おはようございます。今日は、重要な巡回ワゴンパスの運行についてということで議論をさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、事務局から巡回ワゴンパスの運行について、資料 1 に基づいての報告をお願いしたいと思います。

【事務局】

はい。事務局より一点御連絡がございます。本日、傍聴の希望者がおりますので、入場を許可してよろしいでしょうか。

【会長】

入場についてよろしいですか。はい、では許可をいただいたということでよろしくお願いします。

議題（１） 巡回ワゴンバスの運行について

【事務局】

本日の議事としまして、２点の協議事項がございます。

１点目は、昨年度の本協議会及び地域部会を通じて、検討を進めて参りました北部地域における地域内交通につきまして、国土交通省 関東運輸局への道路運送法第２１条の運行許可申請にあたり、巡回ワゴンバスの運行計画について、協議をお願いするものです。

２点目は、同運行計画において、既存の一般路線バスの停留所の共用を想定することから、道路交通法第４４条第１項による駐停車禁止の適用除外について、公安委員会へ諮るため、同法第４４条第２項第２号の規定に基づき、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意をお願いするものです。

なお本資料において、御説明する運行計画の内、運賃に関することにつきましては、別途開催しました、調布市運賃協議会において、道路運送法第９条第４項の規定による協議運賃として、御了承をいただいた内容としておりますので、御承知おきください。

これら２点につきましては、本日御協議をいただき、参考資料１・２のとおり、道路運送法施行規則第４条第２項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書 調布市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意書の発出について、関係各位の御了承を願いたいと考えております。

また、この間、取組を継続して参りました、北部地域デマンド型交通実証実験の状況について、参考資料３として御用意しております。

今後、実証期間終了後に、改めて振返りを行う予定のため、本日の御説明は割愛いたしますが、必要に応じて、お手元資料として、御覧ください。

それでは、資料１を用いて、順に、事務局から説明させていただきますので、御審議のほど、お願いいたします。

【事務局】

それでは、「巡回ワゴンバスの運行について」私から説明します。

資料１を御用意ください。

１ページを御覧ください。

本協議会の前に、運賃協議会を実施し、巡回ワゴンバスの運賃に係る取扱いに関して、協議を行いました。

本協議会では、国土交通省に運行許可申請を行うため、巡回ワゴンバスの運行計画に関する事項と、駐停車禁止場所からの適用除外に関する事項の２点について、協議を行います。

２ページには、これまで市北部地域で取り組んできた公共交通に関する内容をまとめております。

令和２年１１月におけるミニバス北路線の大幅減便を受けて、巡回ワゴンバスの実証実験、デマンド型

交通の実証実験を行ってまいりました。

2つの実証実験の利用状況や地域住民からの意見などを踏まえ、令和8年7月からは巡回ワゴンバスの運行を開始する予定です。

3ページ御覧ください。

市北部地域が抱える課題は大きく3つあります。

一つ目は、バス停勢圏外における高齢者、子ども等の移動手段の不足です。

右の図は、民間バス路線のバス停から200m以上離れたエリアに居住する75歳以上の高齢者、子どもの人口分布を示しています。

北部地域では、公共交通を利用しにくい地域が広く分布し、高齢者、子育て世帯ともに居住していることが分かります。

これらの地域を対象とした、既存の民間バス路線を補完する地域内の交通手段の導入が必要となっています。

令和7年度に実施した交通行動調査でも、公共交通手段や運行頻度の不足に関する意見が多くみられたほか、高齢者では自動車の運転免許返納に伴う将来の移動の不安に関する意見も見られました。

次のページをご覧ください。

2つ目の課題は、地理的条件による通行車両の制約です。

右の図は、北部地域の道路幅員を示しており、水色で着色された箇所が、5.5m以上の道路を示しておりますが、バス車両の運行・すれ違いが可能な道路幅員5.5m以上の道路は限られており、道路幅員が狭い区間では、大型バス・中型バス等の運行は困難となっています。

前のページで説明した、「バス停勢圏外における高齢者、子ども等の移動手段の不足」と「地理的条件による通行車両の制約」という課題を踏まえると、北部地域では、既存交通や主要拠点へのアクセス性を確保する地域内交通の導入が必要であるといえます。

また、5ページでは3つ目の課題として、地域内交通の持続性と移動ニーズへの対応が挙げられます。

これまで北部地域では、ミニバス北路線の大幅減便を受けて、既存交通や地域にある主要施設への移動を支援することを目的に、実証実験を進めて参りました。巡回ワゴンバスの実証実験では、地域内を巡回する定時定期路線型のバス路線として、基本的な移動需要をカバーし、一定程度の利用があることを確認しました。利用者からは、巡回ワゴンバスの停留所以外の場所にも行きたい、もっと自宅の近くで乗り降りがしたいという意見があり、利用者の細かな移動ニーズまでカバーすることは難しいことが課題として挙げられ、デマンド型交通の実証実験に移行しました。

デマンド型交通の実証実験では、地域内に広範な乗降ポイントの設置によって、より詳細なニーズをカバーすることができました。

その一方で、利用の多くは、一部の乗降ポイントに集中し、利用の分散傾向があまりなかったことや、予約してから乗ることへの抵抗感や費用負担の面で課題感があり、地域内交通として持続的に運行することは難しいことが分かってきました。

市では、こうしたこれまでの実証実験の結果を踏まえ、北部地域における地域内交通について検討を行ってまいりました。

6ページを御覧ください。

北部地域における地域内交通の検討については、公共交通活性化協議会地域部会の開催、オープンハウ

スによる市民参加の実施する中で、関係者と意見交換を行いながら、地域の移動ニーズ及び地域内交通の今後の方向性について、検討を進めてきました。

令和 8 年度においても、地域内交通の運行を継続しつつ、地域住民の意見を伺う機会を設けながら、よりよい地域内交通を目指して取り組んでまいります。

7 ページを御覧ください。ここからは、巡回ワゴンバスの運行計画の内容となります。

本協議会にて、議事が承認された場合、国への運行許可に必要な手続きが簡素化され、許可を受けるために必要な期間が短縮され、令和 8 年 7 月からの巡回ワゴンバスへの移行が速やかに進む見込みです。

今日の協議会では、令和 8 年 7 月から運行を開始する巡回ワゴンの運行計画について、協議を行い、承認をいただく予定としています。

今回の巡回ワゴンバスでは、道路運送法第 21 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を予定しており、運行事業者が所有する貸切事業の車両を用いて、緑ナンバーで運行を行います。

8 ページには、運行計画案を掲載しています。

今回の巡回ワゴンバスは、北部地域における地域内移動の交通手段の確保、既存バス停の乗り入れによる市内外の主要拠点へのアクセス性の向上を目的としています。

運行事業者は、本日御出席いただいております武州交通興業株式会社で、事業形態は道路運送法第 21 条による運行を予定しています。

運行形態は、定時定路線型の乗合事業で、運行許可申請期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとしております。

申請を行う系統は 2 系統で、巡回ルートと杏林大学病院行きとします。

停留所はそれぞれ 19 ヶ所、20 ヶ所となります。

運行日は、月曜日から金曜日で土日祝日と年末年始を除きます。

使用車両は、乗務員を含めた 14 人乗りの日産キャラバンを使用します。

運賃は、大人 200 円、小児・障害者及びその介助者、高齢者は 100 円としております。

本協議会に先立ち実施をしました運賃協議会にて、運賃はすでに協議が調っておりますので、御承知おきください。

なお、昨年度末に策定しました調布市地域公共交通計画においても、移動に制約のある方々の地域内の移動を支えることは重要だと位置付けています。

そのため、市として、障害者や高齢者など移動に制約のある方が費用負担なく、巡回ワゴンバスを利用できることで、地域課題の解決に資する施策を実施していきたいと考えています。

こうした施策を通じて、運賃の適正化に引き続き取り組んでまいります。

9 ページを御覧ください。

運行ルートは赤い点線のとおりです。

運行するルートは、5.5m 以上の道路幅員が確保できる車両同士のすれ違いが可能な道路とし、運行事業者と複数回実査を行ったのち、警視庁との実査を行い、安全な運行が可能と確認できたルートとしました。

10 ページはバス停留所の一覧を掲載しています。

これまでの実証実験の利用状況や関係者との意見交換を踏まえ、地域で移動需要が高い施設を中心に、地域住民が自宅に近いバス停留所で乗降できるように等間隔で設定しています。

また、巡回ワゴンバスから路線バスへの乗り継ぎをスムーズに行うため、路線バスの本数が多い「航研前」や「山野」、「meedo」への既存バス停への乗り入れを行うこととしました。

11 ページ以降はバス停留所の詳細を掲載しておりますが、本日は個別の説明は時間の都合で省略させていただきます。

詳細は各自御確認ください。

ページが飛びまして、28 ページを御覧ください。

巡回ワゴンバスのルートを掲載しています。

こちらは、巡回ルートとしており、ランチ調布を出発し、東八道路を西に進みます。

その後、市立図書館深大寺分館を通りながら、武蔵境通りへ進み、路線バスへの乗り換え拠点でもある山野、深大寺北町を通ります。

その後、神代植物公園前、調布市総合体育館前を進み、梅の湯を経由しながら、日本消防検定協会前を通り、meedo で折り返し、北上してランチ調布へ到着します。

29 ページには、朝の 1 便目のみ運行する、杏林大学病院行きのルートを掲載しています。

こちらは、meedo を出発地点とし、原山通り、消防大通り、野ヶ谷通りを通りながら、ランチ調布へ向かいます。

ランチ調布からは巡回ルートと同様に梅の湯まで進んだのち、深大寺東町六丁目、日本消防検定協会前を通り、杏林大学病院へと向かいます。

杏林大学病院では降車のみとし、杏林大学病院からランチ調布へは移動できません。

30 ページには運行ダイヤを掲載しております。

今回は、民間路線バスとの乗り継ぎ利便性を確保するため、既存バス停への乗り入れを予定しております。そのため、バス停の使用時間が重ならないように考慮した時刻表を設定しています。また、地域住民のニーズが多かった杏林大学病院への朝時間帯に乗り入れるため、運行開始を 7 時 49 分とし、杏林大学病院へは 8 時 34 分到着を予定しております。

運行本数は 1 時間に一本程度、一日 8 便の運行を行います。

なお、時刻表につきましては、運行事業者と現在も調整を行っており、軽微な変更を行う可能性があります。その点は御了承いただきますようお願いいたします。

この内容で、運行計画が承認されましたら、参考資料 2 で添付しております「道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書」とともに、道路運送法第 21 条に基づく運行許可申請を進めてまいります。

次のページには、今後のスケジュールを掲載しています。

今回の協議会で協議・承認された運行計画に基づき、令和 8 年 7 月からは、道路運送法 21 条による運行を開始する予定です。

その後、運行実績のモニタリングを行いながら、車両の調達など準備が整い次第、秋ごろ開催します、第 2 回公共交通活性化協議会での協議・承認を踏まえまして、令和 8 年 12 月以降に道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業での運行を目指してまいります。

32 ページを御覧ください。

ここからは、巡回ワゴンバスにおける駐停車禁止場所からの適用除外手続きに関する内容です。

道路交通法第 44 条の規定により、道路標識や道路標示により、駐停車が禁止されている道路の部分及

び法定の禁止箇所では停車も駐車もしてはいけないことになっています。

しかし、バス停付近については、所定の手続きを経て、公安委員会が指定・公示した場合は例外的に駐車することができるようになります。

巡回ワゴンバスも一般車両と同じ取扱いを受けるため、通常は、駐停車禁止場所での乗降ができませんが、民間路線バスの乗り継ぎを考慮し、今回、一部すでに設置されている民間バス停を共用し、乗降する予定であることから、道路交通法第 44 条の適用除外に係る諸手続きを行います。

33 ページには、この手続きの流れを記載しております。

巡回ワゴンバスの停留所のうち、民間バス停の共用を予定する 13 か所について、市が公安委員会への協議申し入れをすでに行っております。

また、該当するバス停の安全性や視認性、運行ダイヤ等について、現地で所轄警察署による実査もすでに完了し、バス停共用について問題なしとの回答を得ています。

本協議会にて、運行計画について説明し、関係者との合意形成を図り、合意書等の書類を公安委員会へ提出し、認められれば、公安委員会により公示され、民間路線バスのバス停を共用することができます。

34 ページには、合意形成が必要となる関係者を記載しています。

調布市では、運行事業者として、武州交通興業株式会社、公安委員会として、警視庁、市町村長として、調布市長、地方整備局長として、関東運輸局長、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認めるものとして、小田急バス株式会社、京王バス株式会社、バス停留所が位置する場所の自治会長となっています。

バス停留所が位置する場所の自治会長は、市が個別で説明し、合意書の取り交わしを進めておりますが、その他の関係者につきましては、今回の協議会に御出席の委員の皆様となりますので、本協議会での承認をもって、合意形成が図られたとして手続きを進めてまいりたいと考えています。

35 ページには、民間路線バスとのバス停共用を予定するバス停留所の一覧を、36 ページには停留所の位置を示しております。

今回、協議会での承認が得られましたら、参考資料 1 の「調布市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意書」を公安委員会へ提出する予定です。

私からの説明は以上です。

【会長】

以上で事務局の説明は終わりました。御質問がある方は、挙手をお願いします。

D さん、どうぞ。

【D 委員】

ふじみ地区自治会等連合会の D です。一つ、質問というよりも、お願いですが、前提条件として説明されている 3 ページの北部地域における地域内交通の取り組み内容というところについて、右側の地図で、バス停から 200m 離れたエリアを図解しておりますが、その元の資料となっているところの、各バス停でバス便が 1 時間で何本あるかというところは考慮しないで、とにかくバス停があって、バスが運行されていない場所が白抜きになっています。1 時間に 10 本ほど来るバス停と、1 日数便しかないところも、一緒に論じられる危険性があるわけですね。

ですから、ここは何か違うフィルターを入れて、もう少し二段構えでやらないといけないですね。初めて見た人は、武蔵境通りや三鷹通りを、それから生活道路である野ケ谷通りを同一視してしまう恐れがあります。そうすると北部地域における交通の諸問題のベースが狂ってくることになると思います。だからこの絵の表し方は一つの事象としてはあっているかもしれませんが、1時間で何便来ているのかというところを踏まえないと、誤解を招くことになると思いますので、その点お願いしておきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。3ページの、右側の図は200mの圏域で描いてございますけれども、それについては距離の不便さという位置づけなので、バスの頻度の不便さが入ってないので、図面がもう一枚増えてもいいから、そうしたらどうでしょうかというご提案です。全くその通りだと思いますので、ぜひご修正をお願いしたいと思います。

ついでに私もここと同じ場所で、75歳以上の人口分布と書いてありますが、8ページに高齢者の70歳以上の調布市民というところで、8ページの一番下に運賃というところの対象が70歳以上になっています。75歳も、ここの整合性があまり取りにくいと思いますので、70歳以上でデータを集計してみたらどうでしょうかというところが一つ気づいた点です。ただいまの点以外で御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【Q2 委員】

東京運輸支局輸送担当の Q2 でございます。ご説明ありがとうございました。これまでいろいろご調整、大変ご苦労されたと思います。お疲れ様でございました。

私の方から、7ページですかね、巡回ワゴンバスの運行計画ということで、我々は許認可する立場でございまして、地域の方々の移動の足の確保・維持、あるいはなかなか難しいかもしれませんが充実といったところを、公共交通導入ということであるべく我々の手続きがハードルにならないように努めております。

今後もそうしたいと思っているんですけども、今回の申請が道路運送法第21条ということでございまして、規定上、公共交通会議で協議が調ったとしても、期間が短縮されるということとはございません。あくまで4条許可の時は標準処理期間が3ヶ月から2ヶ月短縮になりますが、道路運送法第21条の標準処理期間は2ヶ月ということになっておりますので、協議が調いましたら速やかに申請の方をしていただければと思います。

仮に令和8年7月からの運行とのことですが、これは7月何日からの運行を予定されておりますでしょうか。なるべく頑張りますが、どうしても調布市様の申請だけを我々審査しているわけではないため、1日からなのか、あるいはもう少し幅があるのか、といったところを少し確認させていただけたらと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

想定としましては、許可が下り次第、速やかにということで、最短であれば7月1日を目指したいと

いうことになります。

【Q2 委員】

承知しました。武州交通興業様から提出いただく書類、なるべく早めに提出いただき、何か修正がありましたら、すぐに返していただければと思います。御協力どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

はい、ありがとうございます。7月1日でできるだけ間に合わせてくださいということですね。他にいかがですか。

はい、どうぞ。

【副会長】

Bです。よろしくお願いいたします。先ほどのDさんからの御指摘に関して、私の方からも追加・拡充して、事務局さんの方にお伝えしたいことがあります。今、会長からもお話がありましたが、交通不便、空白地域の設定の仕方に関して、距離的な圏域設定を行ってお示しをされているものが3ページにあるかと思います。Dさんから、運行頻度に関するところで、私の研究の中では、時間的空白という呼び方をしておりますけれども、この時間的空白の捉え方プラス、例えば交通手段を持たない高齢の方や手段的な空白とか、そのあたりも少しオーバーレイをする必要があるかと思うため、委託コンサルとも議論しつつ、私の方に御相談いただければ、エリアの中で表現の仕方は工夫したいと思います。少しまだ運行開始まで時間があるかと思うので、一緒に協議できればと思った次第です。ぜひそういった取組をここ1〜2ヶ月ぐらいで一緒にできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。多分、今の時間的空白は分かりにくいと思いますが、そこに住んでいる人がどこか病院や買い物に行こうとすると、1km以上遠いところに行かないといけないような人は、交通手段がないですね。そういうものを時間的空白といいます。自動車運転ができる方や自転車に乗れる方はいますが、歩行がなかなかおぼつかない方など、そのような人たちにとってはかなり大きな問題になっていますので、そこも含めてくださいということです。どうもありがとうございました。

他にいかがですか。はい、どうぞ。

【V2 委員代理】

狛江市のV2です。当市も今年度からデマンド実証実験しようと考えているところですが、この運賃設定の部分で、高齢者、70歳以上の調布市民となっておりますが、これは乗降時にどのような確認をしますでしょうかということが1点です。あと、障害者、介助者の部分ですが、これは手帳所持者の障害者と考えればよいのか、それとも大きな概念として内部障害等も含めてということになると、その辺は手帳所持の場合に限って、証明ができると考えているということでしょうか。2点でございます。

【会長】

V2さんから、運賃で70歳以上の高齢者の確認と、障害者の手帳保持をどうするのかという2点です。いかがでしょうか。

【事務局】

はい。御質問ありがとうございます。乗降時の対象者の確認方法についてですが、私どももこのあたりは少し調整が必要な部分と認識はしておりますので、確定ではありませんが、基本的には通常の公共交通機関で提示していただいているように、手帳等を見せていただいて、障害者を確認することを想定しています。また、高齢者につきましては、今回、70歳と区切りをつけていることもありまして、乗務員及び利用者の確認時の負担を減らすために、市でカードを作成する等の対応を検討しているところでございます。こちらについても、初めて利用する方へのカードの送付、手間等を考慮する必要がありますので、もう少し御時間いただく中で決めさせていただければと考えております。

【会長】

はい、よろしいですか。

私の方から一言付け加えておいた方がよろしいかと思いますが、障害者と介助者を一緒に、という点は、阪神・近畿では60ぐらいのバス会社が一体化となり、年に一度、申請書を出すと、Suicaなどをタッチすれば乗ることができるというシステムが備わっています。こちらは、株式会社ミライロという障害者団体が実施しているようで、そこも検討の余地があるのではないかと思いますので、頭の隅に置いておいてください。

他にいかがですか。はい、どうぞ。

【C委員】

調布市社会福祉協議会のCと申します。御説明ありがとうございます。3ページの75歳以上の分布と子ども人口の分布のところで、ここが課題の一つで、今回ワゴンバスの導入を検討しているということだと思いますが、9ページの路線図を見ますと、花水木・吉祥寺病院前と市立図書館深大寺分館のところがこの課題になっているところを通ると思います。ワゴンバスの性質上、仕方ない部分であるかと思いますが、他の課題となっている、200m以上離れたところがカバーされていないように見受けられますが、ここについては今後何か検討等があるのかどうか教えていただければと思います。

【会長】

はい、不便地域で多分道路がないと思いますが、ここについてどうされますか。

【事務局】

ありがとうございます。今、C様から御意見いただいたとおり、私どももこの地域の地域福祉センター等を含め、皆様の御利用なされる施設については、関心を寄せています。当初の検討の中では立ち寄りルートも検討しておりましたが、やはり警察立ち会いでの実査を重ねる中で、地域の皆様にも実際に現場を見ていただき、安全な通行を現在は保証できないということで、今回は見送りをさせていただきました。

ただ、今後こちらを運用していく中で、やはり需要が高くなったときに、ルート変更や、安全対策も含めてですね、検討をしていきたいとは考えています。

【会長】

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

他に。はい、どうぞ。

【D 委員】

D です。先ほど C さんのお話の提案ですが、次の機会でのルート変更の参考にしてほしいと思うのは、このルートの南側の神代植物公園前から調布市総合体育館前でバス停共用していますけれども、深大寺五差路を左折し、梅の湯までバス停がなくなっています。幹線道路や表通りを走るだけではなくて、先ほどの地域福祉センターから離れているという点を考慮すると、神代植物公園前を過ぎたら左折して調布市総合体育館の方に入り、そこから地域福祉センターに下りていただければ、まだ近いだろうと思います。

それと、神代植物公園内は都によって整備されていて、いわゆる幹線道路ではなくてもワゴンバスは中に入れると私は思います。それで、この中を通して直接、南の方に最短距離で行けるようにすることも可能ではないかなと、私はこの地域の中で住んでいてそう思います。神代植物公園通りおよび消防大通りのバス停が少なくなった分、中を突っ切ってしまう方が、何分か短縮になるだろうし、地域福祉センターにも少しは近づくだろうと思うので、その辺は次のテーマにさせていただければありがたいと思います。

【会長】

はい。ありがとうございます。もうちょっと短縮路線があるかもしれないので御検討くださいというご意見です。これについては、今回は対応できそうもないですかね。

【事務局】

はい。今、会長にもおっしゃっていただいたように、今回につきましては、まずはデマンド型交通終了後、速やかに地域の皆様の移動手段の確保をしていくことも目標としておりますので、今いただいた意見への速やかな対応は難しいかと感じております。一方で、D 委員が今後の参考に、とおっしゃっていただいたように、我々もこの事業につきましては、定期的な利用者の確認、モニタリングをしながら、地域部会の皆様等々含めて意見交換をして、改善していきたいと考えておりますので、今後の宿題とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。おそらく D さんの御提案を受けて、もし新しいルートをもう一度検討するとすると、7 月 1 日の運行開始は困難で、多分 10 月 1 日とか、1 月 1 日とか、もっと遅れる可能性があるもので、運行してから少し問題を集約して、さらに変えられるのであれば、変える方向性を考えましょうということです。よろしくお願いします。

他にいかがですか。よろしいですか。

本件は協議事項となりますので、異議がないようでしたら協議が調ったものとしたいと思いますが、異議がないかどうか確認したいと思います。異議がない人は、手を挙げていただけますか。挙手をしていただきます。

はい。全員の賛同で異議なしということで、この案件については了承したということにしたいと思います。どうもありがとうございます。

その他の議題はいかがでしょうか。事務局の方でその他の議題はありますか。

【事務局】

ございません。

【会長】

以上で全ての議事が終了しました。

本日は、道路運送法第21条の運行許可申請を予定する巡回ワゴンバスの運行計画と、バス停留所への停車を行うための道路交通法第4条第2項第2号による関係者の合意について、協議を行いました。

そして異議がないことを確認しましたので、これで終了とさせていただきたいと思います。それでは事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

本日も貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

資料1に記載しておりますダイヤにつきましては、交通事業者の皆様との調整により、若干の変更が出る可能性がございますので、そちらについても併せて、関東運輸局への申請につなげていただければと考えております。

本協議会で御承認いただきましたとおり、巡回ワゴンバスの運行に向けて、道路運送法及び道路交通法による手続きを進めて参ります。

今後、道路運送法第4条への移行に当たっては、あらためて本協議会本会議にて、御時間をいただく予定です。本日御出席の皆様におかれましては、秋頃を目途に、改めて日程調整等の御連絡を差し上げたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

閉会

【会長】

本日は、スムーズな進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回調布市公共交通活性化協議会を終了いたします。ありがとうございました。